

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成29年9月29日

担	東京労働局労働基準部賃金課
	長 古賀 睦之
	主任賃金指導官 赤川 敦子
当	賃金指導官 若月 知宏
	電 話 3512-1614

## 東京都最低賃金は10月1日から 時間額958円になります

- 1 東京労働局長（局長 勝田 智明）が、時間額958円に改正決定した東京都最低賃金（地域別最低賃金）は、平成29年10月1日から効力が発生します。  
都内で事業を営む使用者が、効力発生後の労働に対し、東京都最低賃金である時間額958円以上の賃金を支払わないことは、最低賃金法違反となります。
- 2 東京労働局では、引き続き改正後の東京都最低賃金額の周知徹底に取り組むとともに、都内各労働基準監督署において監督指導を実施する等により、履行確保を図ります。
- 3 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、以下の助成金制度を設けています。
  - （1）業務改善助成金（別添1リーフレット参照）  
事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもの。
  - （2）キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）（別添2リーフレット参照）  
有期契約労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成するもの。
  - （3）人事評価改善等助成金（別添3リーフレット参照）  
生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成を行うもの。

- 3 上記3の助成金制度のほか、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」(電話 0120 311 615)を設けています。(別添4リーフレット参照)

[参考1]

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考2]

東京都最低賃金の改正状況(過去10年間)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
引上額	20円	27円	25円	30円	16円
時間額	739円	766円	791円	821円	837円
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
引上額	13円	19円	19円	19円	25円
時間額	850円	869円	888円	907円	932円

[参考3]

近隣各県における平成29年度地域別最低賃金改正の状況

県名	最低賃金時間額(引上額)	発効年月日
埼玉	871円(26円)	平成29年10月1日
千葉	868円(26円)	平成29年10月1日
神奈川	956円(26円)	平成29年10月1日
山梨	784円(25円)	平成29年10月14日

[参考4]

助成金制度問い合わせ先

- ・上記2(1)業務改善助成金

東京労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当)

電話03-6893-1100

- ・上記2(2)キャリアアップ助成金、及び(3)人事評価改善等助成金

事業所の所在地を管轄するハローワーク、及び東京労働局ハローワーク助成金事務センター

最低賃金、確認した？

東京都 最低賃金が改定されました。

平成29年  
10月1日から

〈時間額〉

958円

26円  
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>  
WEBで確認!



最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
東京労働局ホームページアドレス  
<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

 厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上になっているか確認！



## 確認の方法は？

確認したい賃金<sup>(※1)</sup>を時間額にして、最低賃金額<sup>(※2)</sup>（時間額）と比較しよう。

### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
 ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当  
 (※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

使用者も、労働者も、

# 必ず確認、最低賃金。

スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金を確認しよう！



リサイクル適性<sup>(A)</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。(H29.9)